

環境省告示第百三三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第二号トの規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年七月二十七日

環境大臣 小池百合子

第十三号中「廃石綿等を熔融設備を用いて熔融する方法」を「次のとおり」に改め、同号に次のように加える。

- イ 令第七条第十一号の二に掲げる熔融施設（法第十五条の四の四第一項の認定に係る無害化処理の用に供する施設を除く。）において石綿が検出されないよう熔融する方法
- ロ 法第十五条の四の四第一項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）

